

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0831第1号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査実施料が新設されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0831第1号」

適用日 平成30年9月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
ECLIA法を用いた 25-ヒドロキシ ビタミンD	117点	生化学的 検査(I) 144点	「D007-30」 血液化学的検査	ア. ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。 ウ. 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。

* 現時点では、検査を受託することができません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。